

沼津市立原東小学校 いじめ防止基本方針

☆年度初めに、全職員で変更点がない場合でも基本方針について確認する。

いじめ未然防止のための日常の取組

1 心の醸成

- ・ 道徳の授業を要とし、全ての教育活動において育む。
- ・ 人権教育の推進
- ・ チクチク言葉の排除とあったか言葉の奨励、およびコミュニケーションのスタートとなる挨拶の励行

2 規律をもって授業に参加

- ・ 正しい姿勢を保って授業に参加。
 - チャイム着席
 - 正しい姿勢の指導。
 - 学習のルールを守る。(持ち物)
 - 私語を慎む。
 - 正しい発表の仕方、聞き方。
- ・ 忘れ物をさせない指導。
 - 予定合わせをする。
 - 整理整頓をする。

3 基礎的な学力を身につける

- ・ 主体的に取り組める授業づくり
 - 学習問題を大切にする。
 - 基礎学力の定着。
 - 家庭学習の習慣の確立。
- ・ 全ての児童が参加する授業
 - 全ての子の活躍場面の設定。

4 認められているという実感を持つ

- ・ 係活動や委員会活動を通した自己有用感の醸成
- ・ 子ども同士の認め合いの機会の設定(帰りの会、行事後など)
- ・ 他人と比べず、個の成長を認める。
- ・ 結果だけでなく過程における頑張りを認める。
- ・ 人間関係プログラムの実践

「いじめ対策委員会」の設置と学校としての取組

いじめ未然防止のための日常の取組

いじめを早期発見するための取組

いじめやいじめが疑われる行為を発見した後の手順や対処

「いじめ対策委員会」が組織として、

いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

- 材料不足の際は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- ・ 複数の教員で対応し、個別に話を聞く。
 - ・ 共感的に聞き、事実を確実につかむ。

「いじめ対策委員会」において対応方針の決定

具体的な対応や指導の手順を検討し、職員間で共通理解する。

いじめられた児童、保護者への援助

- ・ 保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。
- ・ カウンセリングなどの支援を行う。

他の児童への指導

- ・ いじめを見ていた児童にも、自分の問題としてとらえるような教育活動を行う。

いじめた児童、保護者への指導、対応

- ・ 行った行為は、許されないことであることを十分に自覚させる。
- ・ 二度と繰り返さぬように、いじめの背景にある状況について検証する。

関係機関との連携

- ・ 市教育委員会、警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。(いじめが犯罪行為の場合)

継続指導・経過観察

謝罪や責任を形式的に問うのではなく、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。

問題の解消

★重大事態が発生した際には、市教委に報告し、可能な限り事実関係を調査し、いじめられた子や保護者に情報の提供をする。

★いじめ及びいじめの苦痛がない状態が3ヶ月間続いた時点でいじめ解消とする。

いじめを早期発見するための取組

1 いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、養護教諭
生徒指導主任、スクールカウンセラー
(発見後は該当担任と学年主任)

2 気づいた様子、気になる情報を共有する

- ・ 毎週の職員打合せで子どもの気になるあらわれについて情報共有する。
- ・ 健康観察で一人一人の顔を見て、声を聞く。
- ・ 保健室での様子を聞く。
- ・ スクールカウンセラーの活用。
(授業や休み時間の様子の観察)
- ・ 保護者から家庭での様子を聞く。
- ・ スクールガードの方々から通学時の様子を聞く。

3 調査による情報収集と共有

- ・ 学級担任の見取りに加え、アセスや心のアンケートなどの客観的データから適応感を把握する。
- ・ 教育相談アンケートを実施し、個の問題の把握に役立てる。
- ・ 沼津市統一の「いじめ認知調査」や学校独自のアンケートを行って情報収集、共有に努め、指導にあたる。

4 情報に基づき速やかに対応する。

- ・ やっとの思いで子どもが話した内容を、後回しにしない。聞いた内容は、5W1Hで整理し、後で情報を共有できるようにする。

